

事 業 委 員 会

平成 2 4 年 1 2 月 7 日 (金)

事業委員会

日 時 平成24年12月7日(金) 午前10時00分開会—午前11時33分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 出口委員長、辻下副委員長、川端、竹内、竹原、道工、豊国
田島議長、鍛冶監査委員

欠席委員 なし

傍聴議員 奥野、和田、中原、反保

出席理事者 田代町長、中口副町長、笠間教育長、末原都市整備部長、
南まちづくり戦略室長、白井財政改革部長、岡本水道事業理事、
村上総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事、
梶本都市整備部理事、吉田都市整備部理事兼二国推進課長、
木下都市整備部副理事兼PFI総括、家永都市整備部副理事兼建築課長、
多賀井都市整備部土木下水道課長、河合都市整備部産業振興課長、
鵜久森都市整備部水道課長、前都市整備部二国推進課長代理
川端都市整備部二国推進課長代理、上西都市整備部土木下水道課参事、
四至本財政改革部理事兼行革推進課長、
西まちづくり戦略室副理事兼企業誘致担当課長、
中谷都市整備部土木下水道課主幹、幸地都市整備部産業振興課係長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

出口委員長 皆さんおはようございます。ただいまから事業委員会を開会いたします。

本日の出席委員は7名全員出席です。理事者側については全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。

これより事業委員会を開きます。

なお理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催いたします。よろしくお願い申し上げます。

12月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案7件の審査を行います。それではこれより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、理事者の発言は所属部署と氏名を言ってからお願いを申し上げます。

議案第72号、平成24年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件のうち、本委員会に付託された案件について議題といたします。本件について担当課から説明を求めます。

吉田都市整備部理事兼二国推進課長 資料の1ページをご参照願います。

平成24年度岬町一般会計補正予算（第5次）のうち、事業委員会に付託されました案件についてご説明いたします。

まず、始めに20、諸収入、4、受託事業収入の土木受託事業収入ですが、今回198万円を補正計上するものです。本年度当初、国土交通省から本町用地取得の受託額は、10億2,000万円でありましたが、さらに1億8,000万円の追加の予定でございます。合計12億円の受託額の見込みであります。

今回、この受託増に伴いまして、受託収入を増額するものです。その受託収入198万円は、第二阪和国道用地取得促進費の事務費として36万円、同じく用地取得のための人件費に162万円を充当するものでございます。

河合都市整備部産業振興課長 20、諸収入、4、受託事業収入、漁業整備受託事業収入としまして、14万2,000円を補正計上するものでございます。

内容としましては、平成24年10月21日に開催された、第2回深日漁協ふれあいフェスタに伴い、4ページの参考資料の黒字で示した箇所が凹凸であり、イベント等に活用するには支障があり、約5,076平米を整地いたしました。整備費につきましては、大阪府水産課との協議の中で、本用地を整地することになり、急遽、予備費で対応させていただいたものであり、本事業に要した財源は、大阪府から受託事業収入として受けるも

のであります。当委員会付託分として、計212万2,000円を補正計上するものです。

続きまして、歳出についてご説明します。資料の2ページをご参照ください。

6、農林水産業費、2、林業水産業費、水産業振興費で内容につきましては、先ほど歳入でご説明したとおりであり、14万2,000円を深日漁港整備受託事業収入の決定に伴う財源更正を行うものであります。

多賀井都市整備部土木下水道課長 8、土木費、2、道路橋梁費、一般道路整備費としまして、50万円を増額補正するものです。箇所図の5ページをあわせてご参照ください。

内容としましては、町道西畑線におきまして、多奈川佐瀬川地区の一部で見通しが悪く、狭隘な橋梁部分があり、通行車両の安全を確保するために、道路拡幅整備工事を行う必要があります。この工事の測量設計業務委託料でございます。

続きまして、3、河川費、河川水路改修事業費としまして、50万円を増額補正するものです。箇所図の6ページをあわせてご参照ください。

内容としましては、深日南出地区の大川河口付近におきまして、今までは浸水被害が起きないように、消防団が出動し、消防車で排水をしていましたが、迅速に対応する必要があります。また大雨等の浸水災害に備えるために、内水排除を目的としたポンプの設置に要する測量設計業務委託料でございます。

吉田都市整備部理事兼二国推進課長 次に、同じく、8、土木費、4、都市計画費の第二阪和国道用地取得促進費ですが、今回、36万円を補正計上するものです。

補正予算の内容は、淡輪ランプ以南の用地買収に伴います事務経費で、プリンターのトナー、事務用品などの消耗品20万円、切手代として役務費1万円、パソコン1台分の備品購入費15万円を計上するものです。

多賀井都市整備部土木下水道課長 続きまして、下水道事業特別会計繰り出し金としまして、715万6,000円を減額補正するものです。

内容としましては、下水道事業特別会計における、職員の給料等の減額及び平成24年度の人事異動のための調整によるもの、並びに消費税及び地方消費税の確定申告により、納付額が確定されたことに伴うものでございます。

以上、当委員会付託分としまして、579万6,000円を減額補正するものです。

木下都市整備部副理事兼PFI総括 続きまして、債務負担行為補正の追加でございます。

これは、町営緑ヶ丘住宅建てかえに伴うPFI事業に係る債務負担行為で、事業の実施を図る上で、本年度に落札者の選定を行う予定としており、事業内容及び事業費の精査が

できましたので、補正計上するものでございます。

期間といたしましては、平成30年までとし、この期間につきましては、本事業の完了年度となっております。

次に、限度額は19億2,600万円で、本事業の総事業費となっております。

出口委員長 ただいまの説明に対しまして、委員の皆さん質疑はございませんか。豊国委員。

豊国委員 この町営緑ヶ丘住宅PFIのこの件で、ちょっとだけお聞きしたいんですけれども、前の委員会か、ちょっと記憶あったんですけれど、総事業費約20億円で、国からの交付金が約半分ぐらい出るというふうに記憶していたんですが、それにおいて町としては、確か年間約5,000万円ぐらい必要やったというように、ちょっと記憶あったんですけれど、大体それは間違いないですか。

出口委員長 担当者のほうから、説明願います。

木下都市整備部副理事兼PFI総括 豊国委員がおっしゃられている、事業費の財源ですが、社会资本整備交付金でございまして、交付率としましては45から50%の割合で交付される状況でございます。あと残りにつきましては起債と、それから交付対象とならない部分について、単費が生じる状況でございます。

内訳としましては、約20億円のほぼ半分が交付金の対象で、あとは起債の対応になるということでございます。

出口委員長 豊国委員。

豊国委員 この起債の場合は、年数は何年。

木下都市整備部副理事兼PFI総括 3年据え置き、25年償還となっております。

出口委員長 よろしいですか。

豊国委員 金額についてはわかりました。

先日も全員協議会のときに、事業の報告について示されたんですけれども、業者の選定とか、これから入っていくと。1月末ぐらいに大体、入札書類の受け付けが始まって見ていくというんでしょうけれど、これだけ大きな工事になると、相当、実績のあるゼネコン、町内には多分ないと思いますが、よそから当然なってくると思うんですけれど、いずれにしても、どこの業者が決まっていこうとも、ちょっとお願いしたいのは、やはりこれだけ町のほうの工事も少ないし、下請のほうに働ける場を設けられるように、指導できればというふうな、少し、これは要望になります。

出口委員長 要望で、回答はよろしいですか。

豊国委員 できるかどうか、その辺、ちょっと回答してください。

木下都市整備部副理事兼PFI総括 少しだけ説明させていただきますが、この事業者選定に当たりまして、やはり委員がおっしゃられているように、かなりの事業費を投入することになりますので、地域貢献というのは重要なポイントであるという認識を、私たち行政もしてございます。そのために、その審査を行うのは金額だけではなく、地域貢献をどういうふうにするかというのを、事業者から提案いただく形にしておりまして、それを採点して、決定させていただくという状況でございます。

それと、代表企業になるのは、かなり実績と大きい企業でないと無理がございまして、ただ、グループ企業として参入できる資格基準ですが、その辺は設けさせていただいてございます。

出口委員長 よろしいですか。竹内委員。

竹内委員 今の豊国委員のことに、もう少し聞きたいんですけども、これ19億2,600万円、これは平成30年度まで一括してですか、それとも一期、二期、三期とかいう分割して、借り入れるのかというのが一つ。

あと工事予算、その他にもあるんですけども、これができたら入居時の家賃とか、そういうものを合わせての財政の見通しというのを、行政のほうで立てているだろうと思いますけれども、そういう詳細はいつごろ議会のほうに示していただけるのかどうか、教えてください。

出口委員長 今の質問に対して、木下副理事。

木下都市整備部副理事兼PFI総括 1点目の一括してお支払いするのかということでございますが、これは毎年、事業の量に合わせてお支払いする形のものとなっております。

起債につきましては、毎年起債申請しまして、借り入れる形になります。その借り入れにつきましては、その年度に執行する事業費に合わせて借り入れを行う形となっております。

出口委員長 竹内委員、今の説明で理解できていますか。

再度、もう少し詳しく委員のわかるように説明を願います。

木下都市整備部副理事兼PFI総括 借り入れの件でよろしいんですよね、償還につきましては、毎年25年。

出口委員長 末原部長。

末原都市整備部長 まず、支払いの件ですけども、出来高払いということが発生します。したがって

まして、その年度で仕上がった部分について支払っていきます。その財源につきましては、先ほど木下から説明ありましたように、補助金をいただく分、それと、残りの起債の分につきましては、申請をして、その年度にかかった分の、先ほど財源とする支払い部分について、申請を行って充当をしていただきます。そういう形で運営する予定をしています。

出口委員長 竹内委員。

竹内委員 今、末原部長が言われたのは、一つ目の質問で、それに合わせて、こういう予算とか云々いいんですけども。要するに、家賃とか、そういう収入面があると思うんです。

それと、やはり起債に対しての町が支払っていく、その町としての財政をどういうふうな形でするのか、その見通しという詳細説明は、今すぐじゃなくてもいいです。いつごろ、それを議会のほうへ示していただけるのかどうかということをお聞きしたいんです。

出口委員長 今の、要するに、竹内委員のおっしゃることは、入居も、あと家賃がどれだけ入って、どれだけの形で償却できるものか、ということを知りたいということなんです。だから、これからの返済計画と家賃の収入とか、いろんな面を考えた中で、そういう詳細な部分を説明願えますかということなんです。

だから、それは資料で求めますか、どうします。

白井部長。

白井財政改革部長 今のご質問の件でございますけれども、このPFI事業に伴う今後の町の財政負担の状況について、当然、町財政の担当としましても関心を持っておりまして、まず、財政負担において、一番問題になりますのは、今、説明ありましたとおり起債の問題でございます。起債につきましては、今、末原部長が説明したとおり、国庫補助申請すると同時に、起債申請を行いまして、特に補助裏債というものでございます。事業の進捗に合せて、国庫補助金とともに起債を発行して、その翌年度から償還が始まり、その毎年の償還額が推移の問題であります。

それと、もう一点、今ご質問ありましたとおり、家賃の問題です。家賃の問題につきましても、これは総事業費をもとにして公営住宅法などに基づき基準となる家賃が決定されます。それと現行の家賃との間に、どのような形で負担調整を行うのかという問題があります。どちらにいたしましても、事業者を決定し、事業費が確定しないことには両方とも正確な資料をお出しすることはできませんので、来年の4月か、5月ごろになりましたら事業者が決定し、事業費も確定いたしますので、そのころになりますと、ほぼ正確な数字をお出しできるのではないかと考えておりますので、そのときまで、もう少しお時間いた

だきたいと考えております。

出口委員長 竹内委員、どうぞ。

竹内委員 そしたら、この間見せていただいた事業の報告書の中で、大体、来年度の4月上旬ぐらいに落札者の決定及び公表と仮契約、6月に本契約というような、その辺にいくまでにそれが出てくるという考えでよろしいでしょうか。

出口委員長 白井部長。

白井財政改革部長 最終的に、財政負担が決まりますのは、委員おっしゃるとおり、事業者が決まったとき、すなわち事業費が確定したときに、それが計算の基礎となりますので、そのときから試算の開始と考えております。

出口委員長 よろしいですか。川端委員。

川端委員 このPFI事業というのを、私もきちっと、はっきり把握できていないからあれなんですけれども、結局言うたら、この事業者が決まったら、事業者があと全部管理していくというふうになるのでもないんですか。

出口委員長 木下副理事。

木下都市整備部副理事兼PFI総括 今回のPFIにつきましては、管理部門は入ってございませぬ。基本的には建てていただいて、入居者を移転していただいて、私どもへ移管していただくということになってございます。

川端委員 そしたら、建てるまでというんか、もうその入居者が入るまでの事業なんやね。そしたら、ここの町営住宅ということでしたら、家賃を集金する人といったらいいのか、集める人といったら、いろんな形でやっている、今までの形態がありますよね、本来、最初からできたときからのいろんなこの流れがあって、それを今回、このまたなっているけども、言うたら施策的には一般施策になってきているし、その辺はどんなふうに分けていくのかなというふうに。

田代町長 この件については、いずれも勉強会という形で、ご説明はさせていただいているんですけども、多分、資料がお手元にないので、理解しがたいと思います。

要は、この債務負担行為については、ご承知のとおり、約十九億二千万円というのを出してもらうのは、これは工事を完了するためには、債務負担をしておくということをお願いをしているわけです。

先ほど、竹内委員、また豊国委員からもおっしゃっている、この事業費の問題をどうするのか、財政負担が大きいのしかかるのと違うのかというご心配もさせていただいている上

で、ご質問だろうと私も思っています。その中で、まず総事業費については、事業費については、PFIですから、ある一定のファイナンス会社がしっかりと中心になって、コンペ方式をとりますので、業者がどんな業者かというのは、自分たちがこの団地をするのに、公営住宅をこういう方法でやりますということで、引っ越しもこういうふうにやりますということをお互いが計画した中でプランを出していただいて、それを選考するという形でやりますので、その辺は心配はないかなと思っています。

それと、今、川端委員からの質問で、過去からいろんな入居資格があって、今後、移り住んだときに、そういう人たちの負担はどうなるのかとか、その後の、いわば一般施策について、特別な施策の中できたものを、一般施策になった場合、その辺の乖離がないのかということだろうと思いますけれども、一番ネックになるのは家賃の問題です。今回、建てるのは三通り、四通りの部屋があって、その中で入居されます。今までは低家賃であったのに、今度入るときは高い家賃になってくる。これはどうなるのかということで、入居者とも、また関係の方ともお話をさせていただいています。その中で、激変緩和措置5年間設けておりますので、段階的に家賃を上げていくということで、5年後にはきちんとした家賃を納めてもらうということです。従来の型で滞納などの管理は、町ですと現在のところは考えております。本来は、管理も含めてお願いをしたかったんですけども、管理は外してほしいという意向だろうと思いますので、管理のほうは、あとのメンテナンスを含め町がやります。

工事から入居するまでの間は、受注した事業を業者が全部やるということです。今後、現在の公営住宅から新しい公営住宅に移るにとしては、激変緩和とかを設けた中で、一般施策でやりますので問題はないと思っております。

出口委員長 よろしいですか。川端委員。

川端委員 何点か、その入居している方と外から見る住民との間で乖離があると思う。もう住んでいる方は、今までこういうふうにしてきたから、これで当たり前なんやて、でもまた、外のそこに住んでいない方から見たら、ちょっと不公平があるんじゃないかという見方があるので、私としてはその辺を公平にということか、お互いというところで、なかなか難しいかと思いますが、そういうところで行政として努力して欲しいということ言いたい。

出口委員長 田代町長。

田代町長 おっしゃるとおり、確かに新しく入られる方と、現在、入ってられる方との、やっぱり

乖離はあるかと思えます。しかし、町としては、この公営住宅については、町が一方的に国の耐震化によって建てなければいけないという事情がありますので、今現在、入居されている方は、別段今の場所でもいいよということは、最初のうちは大半だったんですけれども、耐震化という大きな法律に基づいてやるわけです。これはもう2年ほどおこなっているんです。正直なところ。もう2年おこなっている中で、完全にできるのは平成29年から平成30年になります。本当は国のほうに認めていただいて、現在その耐震化を町としてはやむなくやっけていかなくてはならないという状況です。川端委員おっしゃるように、一般から見た場合に、また特別待遇を受けるのではないのかというような、いろいろな要素がありますので、そういうことはないようにきちりとしていきたいという方向で進めます。ご理解賜りたいと思えます。

それと、財政負担の問題ですけれども、これについては事業が完成して、後3年間は一応、借金といったほうがわかりやすいかな、借金は払わなくて、3年以降から払い始めます。それで25年間をかけて、事業費の総額の中で分割して払っていくことですから、財政負担にはそう影響はないと思っております。

出口委員長 ほかの委員さん、ございませんか。竹原委員。

竹原委員 関連なんですけれども、その25年、3年据え置き25年の償還というんですけれども、おおよそ、毎年幾らぐらいの負担になるんだろうと思われているのか、その金額だけ少しお願いします。

出口委員長 白井部長。

白井財政改革部長 公営住宅債の償還につきましては、償還期間が25年と決定されており、そのうち3年が利子を支払うとなりまして、元金の償還が22年でございます。正確には、このような内容になっていることを修正させていただきます。これが償還期間の内容となります。

それと、今、事業費が約20億円、その半分が国の交付金いただけるということでございますので、残りの町債10億円を25年で、理論上、償還額を推計すると、年間約4,000万円ぐらいになります。あと利子等がございますので、最大となる町負担額は、一年間で約5,000万円が上限ではないかと考えているところでございます。

出口委員長 ほかの委員さん、ございませんか。竹原委員よろしいか。

もう質疑もないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第72号、平成24年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第72号のうち、本委員会に付託された案件は、可決されました。

議案第74号、平成24年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

多賀井都市整備部土木下水道課長 委員会資料の7ページをごらんください。

平成24年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件について、ご説明いたします。

歳入ですが、1、繰入金、1、一般会計繰入金としまして、715万6,000円を減額補正するものです。

内容としましては、一般会計補正予算でご説明させていただきましたように、下水道事業特別会計における職員の給料等の減額及び、平成24年度の人事異動のための調整によるもの、並びに消費税及び地方消費税の確定申告により、納付額が確定されたことに伴うものでございます。

以上、当委員会付託分としまして、715万6,000円の減額補正するものです。

続きまして、歳出ですが、1、総務費、1、下水道総務費、一般管理費經常分としまして5万5,000円の減額補正するものです。

内訳としましては、給料が7万9,000円の減額、職員手当等が22万円の増額、共済費が19万6,000円の減額であります。

続きまして、一般管理費臨時分としまして、158万5,000円を増額補正するものです。

内容としましては、消費税及び地方消費税の確定申告により、納付額が確定されたことに伴うものでございます。

続きまして、2、事業費、1、下水道事業費、公共下水道事業費、人件費としまして、868万6,000円を減額補正するものです。

内訳としましては、給料が462万5,000円の減額、職員手当等が250万2,000円の減額、共済費が155万9,000円の減額であります。

以上、当委員会付託分としまして、715万6,000円の減額補正するものです。

出口委員長 ただいまの説明に対しまして、委員の皆さん質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第74号、平成24年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第74号は、本委員会において可決されました。

議案第77号、平成24年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件を、議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

鵜久森都市整備部水道課長 平成24年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件について、ご説明いたします。委員会資料の8ページをごらんください。

収益的支出ですが、1、事業費、1、営業費用、人件費といたしまして、62万8,000円の減額補正を行うものです。

内容といたしましては、職員給料等の減額及び異動に伴い、給料45万7,000円の減額、手当14万5,000円の増額、法定福利費31万6,000円の減額となります。

次に、資本的支出ですが、1、資本的支出、1、建設改良費、人件費といたしまして、856万5,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、人事異動に伴い1名増員となりましたので、給料444万円の

増額、手当252万6,000円の増額、法定福利費159万9,000円の増額となります。

当委員会付託分の合計といたしまして、793万7,000円の補正計上をするものでございます。

出口委員長 ただいまの説明に対しまして、委員の皆さん質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、討論を終了いたします。

続いて、採決を行います。

議案第77号、平成24年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第77号は、本委員会において可決されました。

議案第80号、岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件を、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますが、担当課から補足説明を求めます。

河合都市整備部産業振興課長 10ページをご参照ください。

岬町海釣り公園指定管理者の選定についてですが、本会議で説明した岬町海釣り公園の指定管理者の件で、なぜ、現指定管理者が引き続き、指定管理者として認定されたかを説明させていただきます。

平成24年11月12日に岬町海釣り公園指定管理者認定審査委員会にて、指定管理者の過去5年間の管理運営実績に基づいて、審議されました。岬町海釣り公園指定管理者認定審査委員の構成は、大阪府観光大学観光学部長、関西空港調査会参与、税理士、岬町副町長、岬町都市整備部長の5名であります。

今回の選定方法ですが、前回の5年前の選定に当たっては、公募により3者によるプレゼンテーションを行い、審査されました。その結果、現指定管理者は、経営ノウハウがあり、長期的な視点に立って、地域の活性化に資する経営ができる団体であり、地元の雇用

面のことを重視し、海釣り業務に詳しく、地元と共存することができるということから、選任されました。

今回の指定管理者の選定に当たっては、岬町公の施設にかかわる指定管理者の指定手続等に関する条例の第5条及び同条例施行規則第5条第2号を適用し、公募によらない候補者を選定するものであります。条例第5条とは、公募によらない候補者の選定等を規定するもので、町長は公の施設の性質、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の各活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると、思慮することであります。そのほか、公募を行わないことに合理的な理由があるときは、同条例2条による公募によらず候補者を選定することができるという規定によるものであります。

今回の公募によらない合理的な理由としては、地域の人材活用、雇用の創出等、地域の連携が相当程度期待できることであります。

また、前回の選定後に、海釣り公園の指定管理者を選定に当たっては、岬町と小島漁業組合との間で、地域の活性化や地域と一体となった管理運営ができることはもとより、岬町と小島漁業組合が共存、共営できる事業者を選定するものとするという確認書が交わされていることも理由の一つであります。

よって、これまでの運営実績から、当指定管理者の5年間の管理実績など審査を行い、選定候補者の適否を決めることにしました。

選定基準内容につきましては、これまでの5年間の来園者実績、釣り人に対するサービス対策、安全対策、経営改善対策として、ドーム型休憩施設建設について、またそのドーム型休憩施設建設後の状況について、審議されました。

審査結果としまして、上記の項目で審査を行ったところ、安全対策を重視し、釣り人に対するサービス対策についても怠らず、ドーム型休憩施設建設など経営改善に積極に取り組んでおり、なおかつ地元雇用対策にも貢献しており、地元と共存、共営が図られていることがうかがい得ることから、引き続き、今の指定管理者に指定管理することを決定いたしました。

出口委員長 一部、補足説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、質疑はございませんか。竹内委員。

竹内委員 ちょっと一、二点教えていただきたいんですけども、この間の説明では、5年間、平成30年3月31日までということで、どれだけお金が入ってくるのかという質問に対し

て、利用料の10%、約3,400万円、負担金500万円掛ける5年の2,500万円が入ってくるだろうというお答えをされておったんですけども、ちょっと私の記憶だけなんですけど、ここに書いているドーム型の休憩施設をするときに、前の基金を取り壊して貸し出したということで、その分の返還金というんですか、前は500万円プラスいくらか、100万円か、200万円か、プラスして返ってくるというのは、どこに含まれているのか、教えていただきたい。

出口委員長 末原部長。

末原都市整備部長 この前の議会のときに説明させていただいたのは、入金の手当を説明させていただきました。利用料金の10%に当たる分が、約600万円から610万円、毎年入ってきます。それと、施設整備費として、毎年500万円を入れていただく。我々の考えは、この基金の積み立てを一たん取り崩しておりますので、基金積立金については、毎年700万円を積み立てていくということで、その施設費の500万円プラス、利用料金についても一般会計に入っていた分の中から200万円を合計して、基金としてはこれから毎年700万円を積み立てると、そういう計画をしております。

出口委員長 ちょっと今のややこしい。

竹内委員 利用料の約600万円と負担金の500万円と、積立金の700万円があると。

出口委員長 いや、そうじゃない。末原部長。

末原都市整備部長 ちょっと誤解を招く説明ございましたが、入ってくるお金としましては、施設整備費として500万円、利用料金として10%で、約600万円、合計1,100万円が入ります。しかしながら、積み立てについては、この前シミュレーションを持って説明させていただきましたように、700万円を積み立てることによって、このドームに使った3,000万円の補助金を回復するという計画をシミュレーション示しておりますので、基金の積み立ては1,100万円のうち700万円を毎年、これから積み立てていく計画でございます。

出口委員長 よろしいですか。

今ちょっと、部長の中で700万円積み立てて、利用料の中から、また幾らか積み立てるといような説明があったように思うんですけども、もう一度それをちゃんと訂正。

再度、お願いします。

末原都市整備部長 再度説明させていただきます。

収入として見込みは、5年間の計画は小島フィッシングのほうから、利用料金の10%

で、約、年間600万円、それと施設整備として500万円を町に入れる、そういう計画が示されております。町のほうは、今まで基金として積み立てていた額のうち3,000万円を使ってしまっていますので、その分を今後、修理が予想される時期に、必要な額を確保するために、毎年700万円を積み立てます。したがって、施設整備費500万円プラス200万円、利用料金のほうから200万円を持ってきて、トータル700万円を毎年積み立てると、そういう基金の計画になっております。

出口委員長 ということは、基金を500万円じゃなく、700万円ということですね。竹内委員。竹内委員 要するに、利用料は10%じゃなく、約400万円と。400万円ということですか。

400万円と、そうそう。これは流動的に動くけども、500万円のときには300万円になったり、そうやったかいな、別やったような気がするんやけどな。

出口委員長 その辺を、部長、きちっと、今詳細はいいんだけど、もう基金は700万円ですよと、そしてまた、利用料は仮に10%また基金に上乗せするんであったら、毎月の売り上げが600万円あったら60万円がプラスアルファされるんやと。それをちゃんと説明してやってよ。

末原都市整備部長 全員協議会並びに、2月の補正予算のときも説明させていただいたんですけども、ドームを建設することによって、収入はふえる見込みということはご説明させていただきました。しかし、その収入見込みについては、客数によっていろいろ変わってくることがございますので、その施設整備は500万円は必ず入れてもらう。その中のふえた中でも、事業計画の安定性を図るという意味で、基金については500万円と使用料収入の10%のうちから200万円を足して、基金は700万円で回復させる。そういう計画をしております。

出口委員長 竹内委員。

竹内委員 もう一回聞くけど、私の記憶では、利用料の10%は、これは町収入の完全なものであって、負担金の500万円プラス200万円というのを、積み立てていただけるという認識はしているんですけども、そうじゃないということですね。

出口委員長 田代町長。

田代町長 竹内委員のおっしゃるとおりで、現在の500万円を200万円上乗せして700万円にするというのは、取り崩した金額を負っていかないとあきませんので、将来のメンテナンスの分を基金として積み立てておくということで、今までは年間500万円基金を積み立て、そして大体、500万円前後の利用料金があったわけなんです。それを一般会計へ

入っていたわけなんです。赤字のときは赤字、お互いに応分の負担をしたり、四分六にしたりしてやっているんですけども、今回はドームをやることによって、売り上げをさらに上げていかないといけないということから、ドームを新設したわけです。それで、基金としては、金額としては700万円積むと、そのあとの200万円はどうするのかということについては、今までは利用料金をそのままそっくり一般会計へ入っていたのですが、売り上げを600万円ぐらいで推定しているのですが、その売り上げの中から200万円は、結局、500万円プラス200万円は、そこへ積み立てていくと、一般会計にはもう、その売上料金が、利益が上がっても、一般会計には入れない。そのうちから200万円積み立てていこうということを指定管理者と話し合いの上で、200万円積み、もう200万円もう絶対積んでいくと。ですから基金は700万円積むということなんです。そのように理解していただきたい。

出口委員長 ということは、町長、要するに、毎月、仮に月に600万円の売り上げ、利用料があれば、400万円ということですか。その400万円の中から10%を、町のほうにまた入ってきますよね。だから、その辺が合うてない。竹内委員。

竹内委員 結局、利用料は、この10%じゃなくして、早い話が8%か。総売り上げの10%じゃなくして、減るということでしょう。

出口委員長 ちょっと、竹内委員、一度、白井部長から説明を行っていただいた後、また質問してもらえますか。

白井財政改革部長 まず、利用料金の内容なんですけど、利用料金はほとんど釣り客の負担してもらう入場料ですので、今600万円と言っていましたので、年間、6,000万円の利用料金がありまして、その10%を町に対して納付する協定内容になっています。それと基金の積立金として、従来は500万円を納入しており、通常1,100万円ぐらいを町に入らせていただいております。そして町は500万円を基金積み立て、残りの600万円は純粋な一般財源として、町の歳入として使っていました。これは経過でございます。過去の見積です。今後、新しくドームを設置する際に取り崩した基金3,000万円をどのような方法で回復するかと考え、約200万円積立額をふやすことによって15年間で元に戻りますので、通常積立金500万円にプラス200万円の700万円を積み立てることとなりました。そうすると、追加する200万円はどのように確保するかということなんですけれども、まずは利用料金の10%の中から、200万円いただきますと、そうすると町への歳入が200万円減りますので、それをどうして補填するのが問題となります

が、その対応策としてドームの建設のときに、議会においてご説明申し上げたとおり、売り上げのアップと、そして入場者数の増加、それら増収策を踏まえることによって、利用料金10%の基礎となる年間の収入額がふえますので、それをもってして200万円相当分を確保することによって、最終的には町の財政について余り影響がないようにするというので、今後、計画しているところでございますので、こうした計画内容を、ご理解願いたいと思います。

出口委員長 川端委員。

川端委員 要するに、ドームを建設したことによって、たくさんの方が来てくれて、それだけの収入が入ったらいいわけですね。現実には、その辺はどうなんですか。

出口委員長 今の入場者数の増減はどうですかという。

河合都市整備部産業振興課長 10月までの利用料金と、来園者数を把握していますので、ご報告させていただきます。

平成23年度と平成24年度を比較しまして、利用者数は約10%アップしております。そして、利用料金のほうも、約10%、10月までは料金は3,600万円ありました。平成24年度10月までは約4,000万円の収支になっております。約400万円のアップで、約11%アップしている状況であります。

出口委員長 道工委員。

道工委員 多分、以前の説明の仕方がまずかったのかわかりませんが、私も含めて、今ここで言っていたんですが、確か、私の認識でも500万円プラス200万円、その200万円は10%のうちからという話はなかったと思います。利用料金は上がってくるので、ドームをすることによって人数がふえるから上がってくるので、その分の200万円を別途入れられると、そういうふうに私もとっています。

以前の説明では、そういうふうにされています。多分、みんなそう思っていると思います。

出口委員長 竹原委員。

竹原委員 私自身は、200万円ふえるというのは、基金の金額を積みますだけで、行政から説明するような感じでは聞いていたんですわ。道工委員は、みんなと言っているんですけど、自分はちゃんとわかっていたつもりではいたんです。

出口委員長 田代町長。

田代町長 同じことを言うんですけども、今、道工委員がおっしゃるように、基金の700万円と

いうのは、もう間違いないのですけれども、売り上げが上がって、料が上がってくるんで、その中から200万円を、一般会計に入る分の200万円をそこへ乗せると、700万円を基金積んでいく。ですから、売り上げが上がるという前提のもとでやっていますので、一般会計に入る金額はさほど差異はないかなと思う。ただ、ああいう商売ですから、売り上げは波があると思うので、そのときの状況がありますので、はじめから700万円というベースを引いてしまったんでは、一般会計へ入れる金は、もうずっとそのまま入れるのではなしに、経営者のことも考えて、お互いに一般会計へ入れる利用料金が上がった場合は、それをそこから200万円は絶対ここへ積んでもらうという話を、私はここで説明させてもらったような記憶があるんです。これは、あくまで、こちらのほうでも確認して、また言いますけど、そういうご説明させていただきました。

道工委員 町長の言っていることもわからんことないんです。ただ、そのときのみんなのとりょうで、多分、竹原委員もそうやと思います。私もそうとっていました。だから、それは利用料金が上がって、10%の中に200万円ほどたくさんふえたら、それはそれでよろしいよ。そのふえなかったとき、どない手当するんですか。町に入る分は減りますやんか。その手当をどうするか、やっぱり考えておかないといけないと思うんです。少なくなったから、もう仕方ないという形ですませるかどうかの問題。そこだけやっぱりきちっとしておかなかったらいけないと思います。出すだけ出しておいて、財布がなくなったんで、済みません、もうこらえてくれよというんでは、やっぱり具合悪いと思うんです。

出口委員長 ちょっと各委員さんにお伺いします。

今の各委員さんの理解度が変わっていますので、再度、議事録を確認しましょうか。

田代町長。

田代町長 要は、これドームに持っていったのは、やっぱり今の状況では、赤字が出て、このまま行く先がちょっとしんどいということから、待っている間に全部帰ってしまうということから、ドームを導入して利用者をふやしていこうと。増やすことによって運営が成り立っていくということから、スタートしているんです。ドームをただ、いわば、積み立ての700万円じゃなしに、何とかこれを、指定管理者に、その効果が出るようにという思いでやっています。その中で、今、道工委員がおっしゃるように、700万円は絶対、確保して、あとはどうにでもなれと言うわけにはいきません。我々としては700万円はメンテナンスとして基金は積んでいく、そのかわり一般会計に入れる金が、プラスマイナスをしていくかもわかりませんが、それはその中で流動的に動かして、経営をうまくやっ

てもらおうという趣旨で申し上げたつもりなんです。

出口委員長 そしたら、一応、暫時休憩よろしいか。豊国委員。

豊国委員 当初、私質問したいこと大体、もう出たので、それでいいんですけど、1点だけ。

この審査結果の中で、地元雇用対策ということであたわれているんですけども、今現在、どんな状態になっているのか。再度、前も聞いたことがあると思うんですけども、岬町の人が何人、特に地元の人はどういうふうな、本当に働いている人数、ちょっとその辺聞かせてください。

出口委員長 河合課長。

河合都市整備部産業振興課長 役員を入れて35名いるんですが、それを引いて、地元としては、実際に働いている人は、岬町内で28名の方を雇用されております。

出口委員長 よろしいですか。

豊国委員 もう一つ、その中で小島の人ウエートは大きいと思いますけれど、どのぐらい小島の人はおられます。大体でいいんですけど90%か、80%か、100%。

河合都市整備部産業振興課長 7割、8割とは聞いております。

豊国委員 それで結構です。

出口委員長 では、運営上、ちょっとその審議の件で問題がございますので、再度議事録の確認を行います。

暫時休憩をさせていただきます。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時22分 再開)

出口委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

先ほど議事録が確認できましたので、末原部長のほうから、再度説明をお願いします。

末原都市整備部長 平成24年2月7日に開かれました、第1回岬町議会臨時議会によりまして、ページをご参照願いたいと思います。資料のうち16ページでございますが、15ページに引き続き、町長の発言がございます。読まさせていただきます。

16ページの一番上からですが、けれども、現在の500万円という指定管理者の方から、毎年入金していただいている金額、これを700万円としていただきます。700万円入れていただいて、当初の計画の年数はちょっと忘れてしまいましたけれども、その年数にきちっとなるように、そういった基金計画を立てております。

あと、利益の10%ですけども、その10%について、その中で、できれば500万

円のうち、次に200万円を、それをまずそこへ積み立てて、基金積み立てて、それから、もしこれをやることによって利益が上がった場合は、管理者と相談させていただいた上で、利益の応分、またその200万円の追い打ちをかけた分の中に、また検討してもらおうという話を進めておりますと、要するに、採算がとれないと、管理の基金も積んでももらえない。将来のメンテナンスもできないという心配がありますから、どうしても海釣り公園については採算をとっていただき、そうした経営改善をやっていただく。そういうことについては、指定管理者と我々町が一緒になってしっかり経営改善、利益が得られるように、努力してまいりますので、一つご理解していただけると、このように思いますと。これが町長の発言でございます。

その後、ページについては24ページになっております。23ページの終わりから、私の発言がございまして、24ページの中段、中ほどですけども、当初は500万円ずつ、毎年積み立てれば、ずっとそれで維持経費が賄えるという計画でございました。そのうち今回は、一たん2500万円あった部分、今年度末に入る3,000万円を取り崩すことによって、残額が少しになってしまいます。したがって、今後、発生する維持管理にかかる費用を捻出するために、基金としての500万円、また町に納入予定の売り上げにかかる10%の収入のうち、シミュレーションで必要となる200万円をプラスして、合計700万円の積み立てを、これから行うことによりまして、今後、発生する維持管理にあてる予定をしておりますと、このような形で説明させていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

出口委員長 議事録の確認をしていただきました。その中で、まだ何か質問がございましたら、どうぞ。質問を受けたいと思いますので。

(「なし」の声あり)

出口委員長 よろしいですか。

では、質疑がないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第80号、岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件について、原案のとおり可決す

ることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第80号は、本委員会において可決されました。

議案第85号、岬町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を制定する件を、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

出口委員長 では、質疑に入ります。

質疑ございませんか。豊国委員。

豊国委員 ちょっと1点確認させてください。

いろいろ資格基準書かれているんですけども、この工事をするについての工事監督者並びにいろいろの学問上の件、それと実務の経験年数が書かれておりますが、工事するに当たって、これに合致しなきゃ、当然ならんわけですけども、当町のほうにおいては、十分、クリアされているのか。それと、業者についてもクリアされているのか、その辺1点ちょっとお聞きします。

出口委員長 どうぞ。

鵜久森都市整備部水道課長 現在の水道課で、布設工事の監督者としましては、第3条第2号の該当者2名と、第3条第5号の該当者1名、計3名が布設工事の監督者として該当しております。

また、水道技術管理者としましては、第4条第2号の該当者2名と、第4条第6号の該当者2名、合計4名おります。

出口委員長 よろしいですか。豊国委員。

豊国委員 この工事、事業者のほうについてはどうですか。言うなれば、町指定の業者になっていると思いますけれども、この基準にあっていますか。

出口委員長 どうぞ。

鵜久森都市整備部水道課長 今回の、この条例につきましては、私ども水道事業者というか、役所のほうの条件でございまして、工事する側のものではございません。

出口委員長 ほかの委員さん、ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第85号、岬町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を制定する件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第85号は、本委員会において可決されました。

議案第88号、岬町企業誘致に関する条例の一部を改正する件を、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

出口委員長 では、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第88号、岬町企業誘致に関する条例の一部を改正する件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第88号は、本委員会において可決されました。

議案第89号、岬町営住宅条例の一部を改正する件を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

出口委員長 では、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 では、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第89号、岬町営住宅条例の一部を改正する件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第89号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案7件について、全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方の協力をお願い申し上げます。

これで、事業委員会を閉会いたします。

(午前11時33分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成24年12月7日

岬町議会

委 員 長 出 口 実